

福岡共同公文書館 開館5周年記念シンポジウム

アーカイブズが築く未来～共同公文書館のチャレンジ～
講演録

平成29年11月18日（土）開催

福岡共同公文書館開館5周年記念イベントの様子



▲オープニングイベント
書家 西尾 真紀 氏と「つくし太鼓」の共演



▲シンポジウム

福岡共同公文書館 開館5周年記念シンポジウム

基調講演

○講師

大濱 徹也 氏（筑波大学名誉教授、福岡共同公文書館運営専門協議会会長）

パネルディスカッション

○コーディネーター

折田 悦郎 氏（九州大学大学文書館教授）

○パネリスト

大濱 徹也 氏（筑波大学名誉教授、福岡共同公文書館運営専門協議会会長）

小池 聖一 氏（広島大学文書館館長）

平井 義人 氏（日出町歴史資料館館長）

基調講演 現在アーカイブズには何が問われているか—共同公文書館の挑戦—

大 濱 徹 也

今日は、日本のアーカイブズには何が問われているのか、その現状をみつめ、福岡共同公文書館がめざそうとする世界をふまえ、アーカイブズ—公文書館・文書館が開かれた社会—民主主義の砦となるべく、その果たすべき使命を考えていきたいと思います。

I イエズス会の通信制度—何故に記録は遺されたのか

今年はいろいろな記念日が多い年です。宗教界ではルターの宗教改革 500 年。革命運動ではレーニンが指導したロシア革命から 100 年。宗教改革 500 年はキリスト教界で各種のイベントが企画されていますが、ロシア革命 100 年はロシアでも記念行事がないようですが。この二つの事件は、日本のアーカイブズ—公文書館・文書館の在り方を考えるうえで、重要な問題提起をしています。

と言いますのは、ルターの宗教改革によってカトリック教会でも聖書による信仰覚醒がおこり、そこで生まれたのがイエズス会です。このイエズス会がアジアへの宣教をめざし、ザビエルが鹿児島に上陸、日本にキリスト教が伝わります。このような波濤は 16 世紀をして「文化大革命」の時代ともいえる空気を生み出しました。ここに日本の 16 世紀は、戦国騒乱のなかで、イエズス会が活発に宣教活動を展開し、キリスト教が隆盛を誇った「キリシタンの時代」をもたらしたのです。その宣教活動は、蓮如によって大きく飛躍した本願寺と同じような戦略がみられ、広く民心をとらえていきました。

日本におけるイエズス会の宣教活動は、その時代の日本と日本人を理解し、その心の膚にくいこむことで成功した。このような活動をささえたのはイエズス会が創設し全世界に張り巡らせた通信制度といえましょう。各地で働く宣教師は、この通信制度により布教地における各種の情報を共有し、布教戦略を立て、人々の心をとらえた。例えば長崎県や大分県はキリシタンが多い所で、各地の動向はイエズス会の宣教師が大変克明に記録しています。

つまり、イエズス会は組織を運営するために情報の集約をし、それらの情報をもとに宣教戦略を立てていきました。そこには、布教活動を支えるインテリジェンスともいべき組織が構築されていた。ここにイエズス会が構築した通信制度は、現在のアーカイブズにつながるようなもので、各地における宣教活動にかかわる諸情報を一元的に汲み上げ、組織の活動方針を提示しようとした。各地に散在していた宣教団・宣教師は、本部との相互の文通でつながり、諸情報を共有していくことでイエズス会をして一つのまとまりが可能になった。いわばイエズス会本部は、各宣教師個々に宣教報告を求めることで、宣教師を束ねる教区長からの公的報告を検証できるようにしており、当該布教地の問題を把握する方途をもっていました。

この通信制度は、1573年の文書作成上の規定によれば、まず、上に立つ者が必要と思う情報、第二に、各地に散らばっている会員が一致団結できるような情報、さらに人々を感化するのに有効な情報をそれぞれ送りなさい、と。イエズス会は、集まった情報を印刷して、会の支援者である王侯貴族達に配布し、伝道の成果を強調することでさらなる資金を集めた。まさにイエズス会は、布教地の諸情報を集約し、その情報を有効に活用して宣教戦略を立てている。

この通信制度にみられる作法は、今でいうと、企業が支店長からの報告と、その支店で働く人たちのそれぞれの活動報告を本社が把握することで、経営方針を立てることを意味しましょう。そうすれば日本の企業は強くなれるのではないのでしょうか。昨今みられる大企業の問題は、経営責任者が情報を共有し、経営方針を提示できない、組織管理の欠落です。

すでにイエズス会は、通信制度という方策で、16世紀に組織運営の要であるインテリジェンスを担うアーカイブズの原型ともいえるものを構築していたのです。

思うにイエズス会は近代的なインテリジェンスに連なる組織を創っていたのです。記録を遺し共有することが組織運営の要であることが理解されていた。まさにアーカイブズは、イエズス会が構築しようとした当該組織の情報—諸記録を構成員が共有するための器にほかならず、組織のインテリジェンスともいえるものなのです。

II レーニンが問いかけていること—ヘゲモニーをめぐる

この組織運営の要ともいえるインテリジェンス的発想は、ルターの宗教改革が生み出した影響として日本にもたらされたとすれば、ロシア革命においてレーニンが記録を支配することが権力を掌握していく作法だと説いた言説にも読み取れます。レーニンは、党の運動方針をめぐる論争で「一步前進 二歩後退」という演説をなし、議論が泥仕合になっているのは党大会の議事録を分析してないからだ、と。言ってみれば、議事録には「苦すぎる真理」がたくさんありすぎる。だから議事録をよく分析し、それをふまえた対論こそが正しい方針を可能にするのだ、と。議事録をふまえた建設的な議論こそが党の方針を決定していくうえで必要だと問いかけたのです。

こうしたレーニンの言説は、独りレーニンのものではなく、実はヨーロッパ社会には議事録を遺し、記録を検証する文化が根付いていたことによりましょう。このような検証する政治文化こそは、東欧の社会主義圏が崩壊しても、ポーランドやハンガリーなどの国もアーカイブが存続し、そのアーカイブに遺された記録を武器とした政治抗争が今でも話題となっていることに読み取れます。政権の反対派は、相手が昔時に共産党に協力していた人物だと、アーカイブズの記録を持ち出して論難告発することで、ヘゲモニーをにぎり、自己に優位な政治状況をつくらうとする。ここには政治体制にかかわりなく記録を遺していく文化をみることができます。まさに遺された記録は、アーカイブズの在り方こそは、権力争奪におけるヘゲモニーを左右するもので、ある意味では政治の武器になるものなのです。

レーニンが問いかけた「苦すぎる真理」への眼は、記録が権力を左右する武器となることを、説いたものです。まさに議事録の分析は党内闘争、組織運営の雌雄を決する課題にほかなりません。「一步前進 二歩後退」という本は、日本の共産党をはじめ社会主義運動などに

関わる人々は読んでいるのですが、組織の記録を残し検証してこそ運動が構築できる、戦略がたてられるのだという発想でレーニンの問いかけを読み解いていないようです。日本では、議事録をはじめとする組織の記録を遺し、組織の営みを検証し、戦略を構築するというところにほとんど注意が向けられていません。議事録、記録には「苦すぎる真理」がつまっているがために。

作家の中野重治は、このことを「レーニン素人の読み方」で、「一步前進、二歩後退」は議事録を分析した作品なのだと述べ、記録にもとづいて運動を検証し、運動方針が決定していくことの大切さを説き、日本共産党をはじめとする社会・労働運動の脆弱さを論難しております。この脆弱さは、何も反体制運動に固有のことではなく、日本の政治文化に広く見られます。日本では、諸記録が権力の手で隠蔽され、国民が権力の在り方を問い質す途が閉ざされております。日本では、政治の要諦が「苦すぎる真理」に眼をそむけることだと思ひみなされていたのではないのでしょうか。ここに問われる記録による検証する文化は、現在も日本では疎んじられてきましたが、すでに紀元前のオリエント世界に見ることができます。

Ⅲ 紀元前6世紀 王のアーカイブズに何が問われたかー「エズラ記」の世界

記録を検証する文化は、ヨーロッパに根付いておりますが、聖書を読むと紀元前6世紀の世界に読み取ることができます。旧約聖書のエズラ記は、神に背いたイスラエルがネブカドネザルに滅ぼされ、ユダヤの民がエルサレムの神殿の宝物ともどもバビロンに連れていかれた「バビロン捕囚」からの解放を説き語った物語です。預言者エレミヤは70年後に解放されると説いていましたが、神はユダヤの民をあわれみ、70年を待たず、ペルシャのキュロス王にバビロンを滅ぼさせた。ここにユダヤの民は、虜囚から解き放たれ、奪われた神殿の宝物を持ちかえり、エルサレムの神殿再建がキュロス王から認められた（エズラ記1章）。

かくてユダヤの民はエルサレムに帰って国づくりを始めるわけですが、その地の住民は「反逆と悪意」の都を再建しているとして、神殿建設を妨害します。ここに神殿建設が中断に追い込まれたことを、ユダヤの民は第三代のダリウス王に訴えたわけですが、私たちが神殿を再建しているのはキュロス王が認めたことなので、このことを確認してほしいと(5/17)。ダリウス王は、「バビロンにある王宮の記録保管所」を調べさせ、キュロス王の命令を確認し、あらためて神殿再建が認められ、エルサレムの神殿が完成した（6章）。

この「バビロン捕囚」の物語こそは、ヒトラーによる強制収容所に入れられていたユダヤ人が苦難に耐え、解放の日を待ち望む信仰をささえたものでもあります。

ここで重要なのは契約による証です。初代の王様が出した約束事を、三代目の王様が確認して、なるほどそうだと行ってユダヤの再興と神殿再建を認めるわけですが、まさに記録は契約の証なのです。ペルシャでは、記録に基づく統治があり、検証する政治文化が行われていたのです。

ここにみられた記録による統治の文化は、オリエント世界にはじまり、現在の西欧世界に根付き、民主主義をささえてきたのです。統治の正当性が記録によって保障されるという感覚こそは、政権が変わっても、記録を遺すという文化を生み育てたのだといえましょう。ここでは記録が身分保障として、己の存在を証するものでもあったのです。まさに記録を遺し

伝えるアーカイブズというのは、統治を検証し権利を確認する器なのです。すでに紀元前6世紀の段階からそういう文化、検証する政治文化があった。

では、日本はどうか。平安時代は、公家たちが日記という作法で公務記録を残している。それは、公務の証であり、我が家はこういう家だからと、その日記をもとに家の永続を図ろうとしたからです。寺社などは荘園の権利を保障する文書を遺してきました。記録を遺すという営みは、エズラ記が物語るように、何らかの証を意味し、ある権利を主張するものだったといえましょう。その証は、誰のためにするかで、統治の在り方を問い質すことともなります。このような記録による統治への眼は日本ではどのように理解されていたのでしょうか。

IV 統治者に問われること—「真理がわれらを自由にする」に託された世界

「真理がわれらを自由にする」というのは、国立国会図書館法の前文に聖書の文言「真理はあなたたちを自由にする」(ヨハネによる福音書 8/32) をもとに挿入されたものです。ここには、敗戦日本が再生していくうえで、国民が主権者として統治を検証していく覚悟、その拠り所ともなる基本的な姿勢がもりこまれています。そのような意味で、統治者に問われているものは何なのでしょう。

明治維新で誕生した新政府は、欧米の政治システムを学び、そこにある「文明の枠組」を分節化し、選別改鑄していく、ある種の機能合理主義的価値判断で日本を「国民国家」に造形していきます。その際に統治システムを担っている記録の問題、政治上の議論を敏活にするのは記録なんだということには気付いた。遣欧使節団は、それぞれの国が記録を遺している、歴史を検証して大切にしている。我が国ではこの認識が極めて弱い、劣っているということにも目を開かれた。そこで太政官には記録を管理するものを置こうとした。かつ学術や文化が盛んなのは歴史を踏まえて研究しているからだとも。

こうした記録への眼が組織運営で重要なことに気付いていた一人が伊藤博文です。伊藤は、民部省から大蔵省が独立していく組織再編の際、大蔵省に記録を司る担当部門を置けという提言が無視されたことを怒ります。大蔵省に記録担当部門がなければ、何年か後に議会ができた時、この時の政府の支出を問われたら、どうやって国家の出納が正当なことを説明できるのだと述べ、記録司を置いて、お金の使い方をきちんと管理し、国家財政にかかわる説明責任を果たせるようにしておくべきだと説いたのです。それが会計検査院になります。昨今問題になっている森友学園等に係る土地払い下げをめぐる会計検査院の調査で、財務省に記録が残っていないので検査のしようが無いとの新聞報道が出ていましたね。いまだに日本はそんな状況です。伊藤博文が見たら怒りますよ。証拠に基づく説明能力が無いのですから。

行政組織の記録・公文書管理の問題は日露戦争後の地方改良運動でもあらためて問われています。千葉県の上総一ノ宮の旧藩主であった加納久宜は、西南戦争後の鹿児島県知事として戦乱で荒廃した鹿児島県の農業を立て直した人物で、大日本農会の設立に尽力するなど、農政に大きな足跡をのこしています。晩年は政治の場からはなれておりましたが、旧知の上総一宮町が荒廃したので、町長に迎えられ、町の再建をはかります。

町長になって久宜は、町役場の事務結滞が書類の山積にあるとみなし、文書整理から行政改革を始めます。行政事務を円滑化するためには文書を整理し、文書を有効に使わなければいけない。それが明治末年における地方改良運動をささえた方策の一つです。要するに、文書を整理し、行政記録を検証することで町政改革の方途を見出し、町の再生が町民とともに目指された。

この方策は、昨今の問題に重ねてみれば、地域創生だとか地域振興だとかいうときに、町の在り方を知らなければならないから、町にある記録で、その町のことを調べて初めて方針が出せるのです。まさに福岡共同公文書館は、そういう意味で記録をきちんと整理して県や市町村に返すことで、事務の円滑化を可能とする器なのです。明治末年に加納久宜がこころみ、「地方改良」をささえた方策には現今のアーカイブズに期待されている世界が読み取れましょう。このような記録による統治への眼こそはアーカイブズの原点といえるものにほかなりません。こうした視座は、一自治体だけの問題ではなく、国家の在り方を問い質す作法を支えるものでもあります。

戦後、国立国会図書館の初代副館長になった中井正一はこのようなある種のアーカイブズ的な視点で図書館の構築をめざしています。中井正一は、戦争中に反ファシズム運動で獄につながれ、転向後に故郷、広島県の尾道図書館に身を置き、やがて敗戦後に広島県の民主化運動にかかわり、新生の国立国会図書館副館長に就任しました。中井を国会図書館に引き出したのは参議院議員の歴史家羽仁五郎です。

さきに紹介した国立国会図書館法の前文にある「真理はわれらを自由にする」は羽仁の強い意向で挿入されたものです。羽仁は、この一文に託し、国民を代表する立法府である国会の下に図書館を置くことで、日本の中央図書館を文部行政—政府の支配下からの独立性を確保させようとしたのです。

中井は、副館長として、各省庁にある分館に集まった情報を国会図書館に集約することによって、情報を広く国民に開こうとの思いをもっていたようです。この思いは、ある意味で、国会図書館にアーカイブズ機能を持たせようとしたものだといえましょう。この構想は、中井の早すぎた死によって、中途半端になってしまいます。その一方で国会図書館は、議員が提案する政策立案などを支援するための立法調査部を置いております。立法調査部、現在の調査及び立法考査局は、優れた人材を擁した組織ですが、昨今の国会議員はこの組織をどの程度使いこなしているのでしょうか。この組織は、議会で問題となる課題につき、広く調査し各種の報告書を出しています。ちなみに公文書館、公文書管理が話題になったときには、各国のアーカイブズ事情に関する調査報告書が出されています。これらの報告書が十分に活かされていないことが日本のアーカイブズの問題なのです。

日本におけるアーカイブズの確立には、中井正一のみならず、図書館人の示唆と働きが大切です。その一人が山口県文書館の生みの親ともいべき山口県立図書館長鈴木賢祐です。鈴木は、図書館に毛利家文書の寄贈が持ち込まれたとき、図書館に入れるのではなく、外国のアーカイブズに倣って文書館こそが受け入れるために必要だと県知事に説き、山口県文書館設立への道をつけました。ここに山口県文書館は、毛利家文書を毛利家文庫として収蔵し、文書館の最大の資産、「宝物」としたのです。

鈴木賢祐（1897-1967）は、大阪府立図書館にはじまり、和歌山高等商業、上海近代科学図書館、九州帝大、東京帝大、日本図書館協会、満州国中央図書館、東京大学附属図書館を経て山口県立図書館長に就任した人物で、根っからの図書館人です。アーカイブズへの眼は上海や満州における出会いにあるのではないのでしょうか。記録資料は、図書館ではなく、アーカイブズが担うべきとの思いが山口県文書館を誕生させます。しかし誕生した山口県文書館の在り方は鈴木が思い描いた姿とは異質なものでした。その思いは、山口県「文書館ニュース」第2号に「文書館について一婆言三片一」をよせ、問題点を鋭く指摘した一文に読み取ることができます。

- ① 文書館は本質的に親機関（県立なら県本庁）の直系の機関ないし施設でなければならぬ宿命を持っているわけで、傍系である教育委員会の末端か支流かに繋がっているのは、最大の自己矛盾だと。山口県文書館は、山口県の行政が生み出した記録を集めるのが使命である、と。その意味では、「毛利家文庫」は県文書館の文書としてはむしろ「直系の尊属」に過ぎず、県文書館は県庁から出る文書が「当主」なのだと。「毛利家文庫」が県文書館の「当主」とみなすのなら「毛利藩文書館」にすぎず、「山口県文書館」という「看板に偽りあり」との謗りをまぬがれないのでは。この直言が、何も山口県のみならず、「文書館」を「もんじょかん」と呼称することで、自己存在の場を誇示したがる日本のアーカイブズの潮流への苦言に外なりません。さしあたり北海道立文書館は「開拓使文書館」ということになるのでしょうか。アーカイブズには第一義的に機関アーカイブズであるか否かが問われているのです。
- ② 文書は、本来親機関のものが自動的に流入するなり、引き継がれるなりした記録資料集団から成り立つもので、多少の濾過作用—評価選別などが行われるとしても、図書館や研究所等々が行う収集とは異なる機関である。日本の文書館が力説する「地域史料」の収集は二次的なことなのです。いわば収集アーカイブズが本命ではない。
- ③ さらに専門職員の要件は日本史を専門とした、あるいは日本史専門ではない人は日本史の単位取得などの要件を課すなど愚の骨頂だと。

今まさに日本の公文書館、文書館というところは鈴木が問題視した発想にいまだとらわれている。中世や近世の「研究」にこだわる者には、行政記録の分析など期待できません。ここに鈴木は、図書館を図書館学の専攻者だけにまかせるのが間違いであるように、国民経済だとか国民の社会生活だとか国民へのサービスといったものを考えられる人が文書館に求められるアーキビストの素養だと。その意味では、法律、政治、経済、商業、社会、教養、今でいう教養学部のようなところで学んだ人の方が良いのだということを言っているわけです。

いまだに日本のアーキビスト養成やアーキビストの資格認定等々では、何かというと、古文書が読めるとかが重視されていますが、いかがなものでしょうか。行政の営みを理解できないアーキビストには公文書を分析できません。さらに環境・原子力等々が大きな分野となっている現代、自然科学分野の人にも必要だということです。昨今アーキビスト養成、資格認定云々が叫ばれていますが 1960 年代に鈴木が提示した問題がどれだけ受け止められているのでしょうか。

かく問い語る鈴木賢祐の「婆言」を受けとめたいものです。想うに日本のアーカイブズ運動では、アーキビスト像やアーカイブズ学を論じる際、選別移管論が何かと贅言され、「公文書」より「地域資料」の収集が多く語られております。ここに問われるのは、選別論云々のおしゃべりをする前に、親機関で重要な公文書、もっと言えば行政が必要とする公文書が自動的に流れてくるシステムをいかにすれば構築できるかに知恵をかたむけるべきなのです。

日本のアーカイブズ関係者の多くは、「地域史料」なる言説に酔い痴れ、収集アーカイブズがアーカイブズ—文書館の本流だとみなしてきました。しかしアーカイブズ—公文書館・文書館は第一義的に機関アーカイブズであることに存在の意味がある。本来的には、親機関の記録をきちんと遺して、その記録を整理し、分析して、親機関が政策立案等々で問い合わせてきたら情報提供が可能となる、行政運営の効率化に資するようにするのが公文書館です。鈴木「婆言」に耳をかたむけたいものです。

ちなみに山口県や京都府の明治期の県文書や府の行政記録が文化財になりましたね。それは「歴史資料」だから遺されたのではないですよ。長門と周防が新しい山口県になった時、どうやって統一するかという県政運営の参考にするための記録として遺された。京都府もそうです。「歴史的価値」云々で遺されたわけではありません。北海道の開拓使文書にしても、土地払い下げの記録等々証拠書類だから遺されてきたのです。いわば「歴史的価値」云々なる「意味」付けは、当該時代を研究する人が遺された素材を「歴史」として描くときに見出した価値にすぎないのです。「歴史的価値」が先験的にあるものではありません。

V 「福岡県共同公文書館基本構想」が共有した認識—機関アーカイブズをめざし

私は、「福岡県共同公文書館」の構想立案に関わるにあたり、今までの日本のアーカイブズ文化、公文書館・文書館を「収集アーカイブズ」であるかのように思い込み、ある種の「歴史的価値」なる文言に毒された世界から解き放ち、機関アーカイブズとしての公文書館像を提示することをめざしました。「史料保存」を大義となし、「歴史資料」をお題目にした歴史研究者の便宜を説く文書館（もんじょかん）像に訣別し、行政運営に資し、開かれた社会を可能にする統治を検証しうる器たりうる公文書館を実現することでした。

この思いは、福岡県史編纂事業で収集されたある種の「古文書」収集機関ではなく、明治以降の行政記録、現に日々作成されている行政の諸記録資料を体系的に管理し、選別・移管・保存していくことで、行政の効率的運営に資し、「県民」が自治を担いうる市民として開かれた社会を実現すべく、一市民たる義務と権利を確認しうる器となる共同公文書館像を検討することでした。

ここに福岡県共同公文書館基本構想の検討委員会がたどりついた共通認識は何であるかということ、

第一に、公文書館というのは行政の営みを証する多様な公文書を体系的に遺し、住民への説明責任を果たす場となること、

第二に、それらの公文書を当該地域に生活する住民の共有財産となし、より良き明日を築くために歴史を検証する器であること、

第三に、統治の営みを検証し、より豊かな明日を築く方策を問える役割を公文書館が果たせること、

第四に地域住民—「市民」への多様な説明責任を果たしうる諸活動をとおり、開かれた行政を保証し、成熟した民主主義社会の実現に欠かせない器とすること、でした。

まさに共同公文書館の設立構想は、地域住民、一般にいう「市民」に対して多様な説明責任を果たすことで、政治を広く開かれたものにしていく使命をいかにしたら実現しうるかという想いでまとめられたのです。

この構想は、福岡県史編纂事業で収集されてきた古文書等々を収集する機関—収集アーカイブズの在り方に対峙し、公務の証である重要公文書を体系的に遺し、広く住民に説明責任を果たす機関アーカイブズをめざすことにほかなりません。まさに福岡共同公文書館は、機関アーカイブズとして、組織の記憶と知を共有し、効率的な行政運営をめざし、より豊かな明日を築くために県民が集える場をめざしております。それだけに日本のアーカイブズがともすれば「歴史の蔵」に安住した「地域史料」収集を旨とした「文書館(もんじょかん)」像に安住している状況に距離をとり、機関アーカイブズたる公文書館であることを強調し、統治の在り方を検証する器として、公文書等々の記録資料を市民に広く開放することに努力しているのです。

かつ共同公文書館であるということは、県と市町村がそれぞれの記憶を共有し、相互の同質性と差異を認識し、自治の在り方を確認し、競うことで豊かな地域形成が可能になる方途を見出せましょう。それは地域固有の貌を発見することでもあります。

VI 「地貌の器」であること

それぞれの地域は固有の貌を持っています。それを私は「地貌」という言葉で説き語ってきました。「地貌」とは、宮坂静生が俳句の季語に向き合い、俳句にはそれぞれ土地の面影が浮かんでいると「地貌季語論」で唱えた言説を借用したものです。

アーカイブズには存立している土地ごとの相貌が鑄込まれており、それぞれに土地の貌というべきもの、地貌が表われております。まさに共同公文書館に移管されてくる各市町村の公文書等の諸記録は、地域固有の文書、それぞれの地域の貌を持っているわけです。産炭地の記録には産炭地の貌があるわけです。県内各市町村には、自然環境などに規定された地域固有の課題があり、それが町村の貌です。共同公文書館の良さというのは、それぞれの地貌を知ることによって、市町村が相互に競合し、対話していくことで、より豊かな地域創生に眼を向けることができる場になれるということです。

この地貌を知ることが愛郷心、郷土愛を育むものです。思うに愛郷心とは何かについて思いを馳せれば、『遠野叢書』を刊行した伊能嘉矩が、「愛郷心とは愛郷心の延長のみ、而して真の郷土愛は甘棠^{かんとう}の愛より生ず」と説いた言説にたどりつきます。「甘棠の愛」というのは、その町がきちんと治まっているならば、為政者は甘棠、小さいスモモのようなものですね、そのそばで寝ていても町はきちんと治まっている、そういうのが理想の政事なのだということです。この遠野は、岩手県遠野市、柳田國男の「遠野物語」の舞台となった所です。「物語」はまさに愛郷心の産物にほかなりません。このような愛郷心、土地の営みを思う心は、

九州の産炭地でみれば、ユネスコ世界記憶遺産に登録された山本作兵衛の作品に見ることができましょう。

まさに公文書等々の記録には、各地域、コミュニティが造形してきた多様な相貌が描かれているわけで、そこに鑄込まれている記憶の譜を読み解くことが地域創生の種を発見することにつながる。まさに地貌を知ることが、地域の記憶を共有していくことで、己が住む場、地域を豊かにしていく第一歩となるものです。共同公文書館の営みは、ここに参加している市町村の生い立ちを読み解き、移管されてきた重要公文書を比較検証することで、地域固有の課題を発見し、明日への政策提言を可能にしましょう。

かつ己が暮らしの場を他地域との関係で学ぶことで開かれた愛郷心、自己愛的な閉ざされた「おらが村」意識ではない郷土愛への芽を育てていきましょう。この開かれた愛郷心こそは、昨今の言説にたくせば、大地にねぎした「市民意識」を地域住民が身に着けることを可能にするのではないのでしょうか。ここに問われる「市民」が市民になるには公文書館アーカイブズには何が問われているのでしょうか。

Ⅶ 「市民」が市民になるということ—civics という問いかけ

敗戦日本、東久邇内閣の文部大臣前田多門は、占領軍GHQに呼ばれ、戦後教育の課題について問われたとき、今までの日本の教育で欠落していたのは civics だと答えました。civics というのは、市民の義務と権利を学ぶことであって、政府に対する働きかけをなし、行政を監視するということです。日本には civics がなく、前田はその時 civics を日本語に訳すとどうしたらいいだろうか、「社会科」かな、「公民科」かなと自問自答するわけです。この civics に相応した適切な科目名称を見出せないことへの戸惑いには、civics への眼が欠落したまま、「国民教育」が「臣民教育」でしかなかった状況に向き合い、「市民教育」への方途を見出さねばならない前田の苦悩が読み取れます。ここに civics に相応するものとして「社会科」が定立され、小中高における科目としての「社会科」が戦後教育に一つの場を確立していきます。

この civics とは、①地域において住民が自分のための共同生活を作り上げていくという意味での教育、②私たちがその共同生活の責任者、共同生活の主体者だということを自覚して共同生活の場、地域社会を豊かにしていくこと、③その教育は、断片的にいろんな知識を与えて身につけさせるのではなく、自分たちが統治の主体者であり、自分たちがこの社会を同心協力して創り、自分たちに責任があるんだということを身につけていく教育です。

ここに目指されている教育は、単なる事象の断片的知識や徳目を羅列的に伝授する「公民科」「社会科」ではなく、市民の哲学、一市民たる「我」として「私」が主語で生活の場から日常の営みを考えること、哲学する者を育てる「市民教育」にほかなりません。

「市民教育」に問われるのは、各人が責任をもって共同生活を処理する政治の確立をめざし、共同して問題に向き合い、一個独立した人間であることへの期待です。まさに civics が目指すのは、より良い共同生活を担える価値判断能力にささえられた秩序形成の主体となりうる市民です。いわば「主権者」である「市民」は自己統治能力と秩序形成能力を身につけた存在にほかなりません。まさに公文書館—アーカイブズは、このような「主権者」たる

「市民」が一市民として、共同生活の場である世界の秩序形成の主体者として、秩序の在り方を検証し、己の権利と義務を確認する場なのです。

その意味では、県と市町村の営みを記録した重要な価値を有する公文書を住民共有の財産にして、継続的に後世に伝えていく組織である福岡共同公文書館こそ、「主権者」たる県民が己の場を確認する器にほかなりません。その場は、それぞれの地域の貌、固有の貌をお互いが知ることによって対話し、明日をより開かれた社会への途、地域創生を可能としましょう。ここに求められる作法は、記録をふまえた対論により、統治の主体者たる「我」の場を確認し、共同生活の明日への眼を豊かにしていくことです。

この営みは、日本における民主主義が「多数決」なる言説で「多数者」の専制ともいえるものに類落している政治文化に向き合い、記録をふまえた対論をとおして、異質なる他者、「少数者」との共存への途を可能としましょう。まさにアーカイブズは、「市民」が市民となりうる「主権者教育」にかかわることで、記録による検証文化を確立し、民主主義が地に根差す使命を負わされているのです。この器の守護者ともいうべき存在がアーキビストです。

Ⅷ アーキビストには何が問われているのか

公文書館の専門職たるアーキビストとは何なのでしょう。ナポレオンは、「優れたアーキビストは優れた将軍より統治に役立つ」と、アーキビストの存在が大なることを述べています。ナポレオンは占領地の諸記録類をパリに運びました。それらの諸記録は、占領地の統治を分析することで、その地に相応しい統治形態、方策を考える素材として活用されたのです。このような分析を可能にしたのがアーキビストの存在でした。いわばアーキビストは、統治の要を握る存在とみなされたがために、「優れた将軍」より役立つ者だったのです。まさにアーカイブズは統治のための武器庫にほかなりません。日本のアーカイブズはこのような器となりうる存在なのでしょう。

国立公文書館のアーキビストはナポレオンが期待したような働きをしているのでしょうか。国会図書館の調査及び立法考査局の働きに及びません。調査及び立法考査局には、議員の立法活動を支援してきたノウハウの蓄積があるわけで、政策分析だとか立案能力があります。国立公文書館は、歴史展示に使命を感じているようですが、移管された公文書を分析し、行政府の政策立案等々を支援していこうとの気概もなければ能力も見いだせません。

思うに国立公文書館は、近年公文書の廃棄や昨今問題となっている森友や加計学園の問題が政界をゆるがせているにもかかわらず、マスコミで注目されることもありません。このような公文書管理の問題は第一義的に国立公文書館が担うべきことなのです。しかしマスコミはじめ世間からは国立公文書館の存在すら忘れられているようです。「国立公文書館」について一行も新聞に載らなかった。日本の国立公文書館、国家アーカイブズの存在はその程度のものでしかないということです。本当に愕然とした。その時国立公文書館は何をやっているんだという問いがあれば少しは潮目が変わることもあったでしょうに。

その責は国立公文書館そのものにあります。館の使命は、歴史企画ではなく、公文書の廃棄、改竄等々がなぜ起こるのかについて、公文書管理の独立機関が必要なことを情報発信し

ていくべきなのです。その意味では、国立公文書館は国会図書館に合併し、国家のインテリジェンスになりうる方途をめざすべきではないでしょうか。

アメリカ合衆国はいろんな大統領が出てきますが、復元力がそれなりにある。それは、ナショナルアーカイブズが民主主義を担う器としての存在を確立しており、政治家にしても行政官にしても常に自分が見張られていると思っているわけです。このことが民主主義の復元力を大ならしめているのではないのでしょうか。よく説明責任を果たすと言われますが、説明とは記録にもとづき己の責任を問い質し、責任を取ることです。通り一篇のお話、演説ですますことではありません。

日本のアーカイブズは、このような記録による統治で開かれた政治を可能としていく社会をめざすための武器、民主主義を支える原器なのです。この課題に取り組むことこそは、その前途に多くの壁がありましようが、国立公文書館に負わされた使命なのです。

アーキビストは、このような使命を果たすために、長期にわたり重要な価値がある公文書を「重要公文書」として管理、保存、利用するための調査研究をなし、効果的な行政運営に資するようにする責務をおわされている。だから古文書を読んで、この時歴史はこうでしたという話ではない。公文書館に期待されることは、親組織から政策課題等に関する問い合わせがあれば、それに対応し、関係する諸資料を提供できるようにしていけることなのです。

そのためにも日本のアーカイブズにいるアーキビストと称する専門員がまず学ぶことは、福岡県なら福岡県の文書業務、文書管理規程がどのように変わってきたかということ进行分析し、公文書の管理体系を解析し、公文書の移管に至る流れを知ることです。各市町村の文書管理の規定がどうなっているかということ进行分析し、そこからものが見えてくるわけです。でもそんな作業をするアーキビストは全国を見てもあまりいません。こうした文書業務の実態を検証したとき、初めてどういう文書が大事で、どういう文書を選別すべきかを把握できるし、原課から重要な文書を流してもらうことが可能となる。

公文書館は、原課との信頼関係が可能となり、選別移管を云々するのに時間をとられるのではなく、移管された記録を読み解くことに時間をかけることができるのではないのでしょうか。公文書の流れが変になった時は、そこに組織の問題があるわけで、その組織を検証すればよいのではないのでしょうか。企業でいうと、企業の事務報告が、あるところで結滞しているということは、そこに何かが起こっているのだから、そこを見ればいいわけです。株式会社は、そういう形での文書管理をやるかやらないかで、これからの企業生命を決するわけです。アーカイブズというのはそういう組織です。

その意味で文書を選別は、「歴史的価値」云々からの「特定歴史公文書」なる概念ではなく、後々の業務参考となりうるものを「重要公文書」となし、「特定重要公文書」として移管すべきなのです。福岡共同公文書館は、このような意図から、報告書に「歴史的価値」云々なる言説はいれませんでした。最終的に「特定歴史公文書」となってしまう。この「特定歴史公文書」となったのは国の法体系、親規程がそうなっていることによります。このことこそは、日本のアーカイブズが「歴史古文書館」から脱皮しえず、現にある国家の営みを遺し、解析する営みから眼を背けさせることになったのです。組織アーカイブズではなく収集アーカイブズであることに安住せしめたといえましょう。

日本では、原課が選別に際し、公文書館に移管する文書にある価値を、「文化的価値」「学術的価値」だとか「歴史的価値」云々に見出すことを求められてきた。でも自分が作成した決裁書類などの公文書に「歴史的価値」云々があるか否かを自問自答したらどうなりましょうか。そのような価値など無いから捨ててしまおうという話になるだけです。

「歴史的価値」云々というのは、何か論文を書こうとか研究しようとする人が言う、意味づけるものでしかありません。たとえば風俗史をやる人にとっては、考えようによると公衆電話の風俗ビラの方が行政機関のものよりも「歴史的価値」があるわけです。でも行政の方では、そんなものはサンプル的に少し持っていればいいだけです。行政に重要なのは、政策立案の決定プロセスを遺すことです。後で参考になるものが重要なのです。

日本の歴史研究者は、「歴史的価値」なるものが昔からあったように思いこみ、ある時は、太閤検地が学会の課題とみなされれば、検地帳ばかり探すわけです。文書は、寺社や家の記録文書として多様にあるにもかかわらず、調査者の関心があるもののみ目を付け、その範疇にはいらぬものを「雑文書」などとして放置しがちです。

そのため文書の所蔵者は、ともすれば研究者が興味外として「雑」とみなした文書を不要なものだとみなし、襖の下張りにするなど、捨ててしまうことにもなりました。いってみれば研究者の眼に規定された歴史研究が資料を廃棄させるというのが多々みられた。いわば「歴史的価値」というのは、歴史を勉強する人がつけるものにすぎません。この認識があるか否かで歴史研究者の力量が問われるのです。だから本来は、「特定重要公文書」として将来的に政策の保証になる文書とは、過去が検証できる文書で、それが何かは行政官が一番知っているわけです。そういうようなものをきちんと遺して、組織に引き継いでいけば、移管の流れができるわけです。だからこそナポレオンは、将軍よりアーキビストの方が統治に役立つと言ったわけです。

この発想は何もナポレオンだけではありません。米軍が日本を占領した時に重要なものは持って行ってしまいましたが、これらの記録類が返還されたことで、戦時下の時代状況が解析できるわけです。よく、歴史研究者が、戦前の日本では皆記録を遺さなかったと言いますが、戦前の記録の方が遺されている。なぜならば、伊藤博文も山縣有朋も天皇に対する輔弼責任、説明責任があるので、重要なのはみんな自分の手元に置く、家に遺してきたからです。かれら国家の執政官が己の統治にかかわる諸記録を家に収蔵する作法は、アーカイブズが執政官の館を意味し、そこに諸記録が持ち帰られていたことにはじまることをみれば、アーカイブズの本質にほかなりません。

戦後の「公務員」は、天皇の「官吏」から国民の「公僕」たる「公務員」となったものの、「公」が見えないから「国民」に対する責任意識をもてず、説明責任だという感覚がないから、記録を忘失してきた感があります。この感覚こそは、現在問題となっている公文書管理の根にあるものです。

その点でいうと、オリエント世界や欧米ではそれなりに記録が遺されており、その記録が政権の正当性と過去の政権に対する告発の武器にもなる。まさに記録に基づく統治が行われてきた。

今度の公文書管理にかかわる「政争」劇も、短絡的に公文書の管理を厳しくするとか、議

事録を作るといっていますが、あてになりません。私は、国立公文書館にいたときに、会計検査院のような独立組織としての記録管理院を創り、記録管理院が独立権限を持つことで、行政記録のみならず三権にかかわる記録管理を査察できるような制度設計が必要だと話しましたが、一顧だにされませんでした。国立公文書館は、この記録管理院ともいべき存在になることをめざし、体力をつけていく、アーキビストはこのような使命を付託されていることを自覚し、己の場を構築していくべきでないでしょうか。

福岡共同公文書館は、県と市町村の行政記録、公文書の移管の流れを確立していくなかで、アーキビストともいえる「専門員」をして、移管された文書の解析力を高め、各行政を支援していける方途をめざしていきたいものです。このような方途が見いだせた時、公文書館の存在は県や市町村が営む地域創生へのある種の提言を可能とするのではないのでしょうか。この方途はいまだ道遠しといえましょう。

Ⅸ 公文書館に課された使命とは

公文書館は、利用者が少ない、閑散としているじゃないかと、よく議会で論難され、予算削減の対象にされております。この言説は愚かさをあらわすものです。公文書館というのは危機管理のセクションなので、いっぱい人が来て、今の県政はおかしいぞなどと調べだした時は、県政に問題があるのです。だからそういう意味では、公文書館は、落ち着いて分析して行政に還元していくという所なのです。アーカイブズというのは、「歴史的価値」云々なる言説に幻惑されないで、親組織のものを引き継いできちんとそれを分析する。移管はそのための濾過装置です。そして長期にわたる重要な価値を有する公文書というものを引き継いでいく、その行政的価値が判断できるように、公文書館が自らを鍛えていくことが必要だろうと思います。

アーカイブズ学は、評価選別等々に熱心であり、なにかと難しいことをいう。しかしアーカイブズに問われるのは、そうではなく、行政運営上に必要なもの、何らかの参考になるもの、親機関からの文書の移管の流れを構築していく方策を考えていけばよいのです。それとともに、移管されるものは本当に僅かですから、廃棄したものにはどのようなものがあるかの記録をとる、廃棄文書記録を遺すことです。廃棄文書を見ることによって、移管時の問題が何かが見えてくるわけです。

もう一つは **civics** を担えるようにすることです。アーカイブズが市民教育、学校で言えば主権者教育の場になれるようにしていく必要があります。例えば小学校の郷土教育の段階、小学校 3-4 年かな、その時生徒が見学に来たら、この町は、ごみの処理にこれくらいの予算をかけているんだよ、ごみ処理では住民がごみ袋としてこれくらいの金しか使っていないんだよと。だからごみを出すときに選別するとともに、どうやったらそれを減らせるか考えようねという形で、ごみ問題だとか汚水の問題だとかということを読めば、子どもたちに共同生活を営むうえでの問題に気づくことを可能としましょう。

今、消防署に行くと、消防車を見て帰ってくる。そうではなくて、消防署に行ったら、救急車はどれくらい出動していて、救急車 1 台出動するとどれくらいお金がかかるのか知っているかを聞いてみたら、子どもたちは素直に分かりますよ。本来はそういう教育というの

が、主権者教育につながるのです。それが、昔の話をしていったら、公文書館は昔の古い世界なのっていう話になってしまいます。公文書館を生きた社会の姿を学ぶ場に私はしてほしい。

日本のアーカイブズは、大きな問題を抱えているけれども、いろいろな「歴史的価値」をもつ古文書類を探す収集アーカイブズではなく、親組織からの移管を受けとめる機関アーカイブズであることを確固たる軸にすべきなのです。そして親組織からの移管の流れをきずくことによって、公文書館の職員が館で身につけたノウハウを原課に戻ったら活かせるようなことをやっていければよいですが。

かつ civics の器になり、共同生活を営む一人として自己統治能力と秩序形成能力を身につける場になれば、開かれた社会、民主主義というものがもう少し地に根ざしてくるのではないのでしょうか。そうした点で福岡共同公文書館が目指すべきは、後世において執務の参照になり得るような重要な公文書を保存し、行政利用として活用されていくことです。しかし歴史研究者にとってのアーカイブズの、公文書館の良し、悪しは、自分の使いやすいものがあるかどうかなのですね。この感覚が日本の公文書館を収集アーカイブズに安住せしめてきたといえましょう。

このようなアーカイブズ像を打破するには、福岡共同公文書館が各自治体の個性に合わせて行政の効率的運営をめざし、体系的な移管の流れを作り、行政運営を担う文書館への途を歩むことです。共同であるために陥りかねない一番心配していたのは、県の文書管理規程を市町村に押し付けてはならないということです。市町村には市町村の貌があり、一つの独自の文書体系のあり方がありますので、それを大事にする必要があります。これが非常に難しいのですが。

だから現在のところ、ここ福岡共同公文書館にはいまだに地域的な偏差があります。例えばどこかの市町村からの文書が移管されていないとすれば、そこには政治のあり方とか、国政の影響に強く揺れ動かされたという問題が読み取れるのではないのでしょうか。この問題から、逆に福岡県の問題が見えてくるのではないのでしょうか。

共同公文書館は、このような課題に向き合わねばなりません。当面は濾過装置としての移管作業というものを解析しながら、それぞれの市町村の一つの流れというものを近い将来に確立していけたらよいと、私は思います。まさに福岡共同公文書館は機関アーカイブズとしての存在を確立し、親機関からの文書の引継体系を創っていく。それとともに、公文書館が一つの主権者教育の場になるように努力していく。一人の主権者たる「我」を確認する文書を、各自治体が子どもたちに見てもらえるようにしていけば、学校教育における「主権者教育」が実態をもつものになるのではないのでしょうか。

おわりに

福岡県内のアーカイブズは、各館の運営に資するべく、相互の情報を共有すべく連絡協議会を設けています。この営みを全九州にひろげたいものです。九州・沖縄地区は、全国的にみても公文書館等のアーカイブズの存在が希薄です。しかしこの地区には、先行して独自のアーカイブズ文化を構築してきた沖縄県公文書館があり、天草アーカイブズが地域に根差

した活躍をしております。大学では、九州大学、熊本大学にアーカイブズがあり、「アーカイブズ学」を設置している九州大学、別府大学のような教育組織もあります。これらの各機関が情報を共有し、相互研鑽を可能にする緩やかな組織ともいえるべき九州・沖縄アーカイブズ—公文書館・文書館連絡協議会を設立し、年に1度くらいはお互いのノウハウや知識を交換し合っていくということができれば、新しい世界、閉鎖的なアーカイブズ文化を脱皮する道が見えてくるのではないのでしょうか。ここが提示するアーカイブズ学に期待されるのは、共同公文書館等の営みを検証し、単に「地域史料」と呼称されている古文書の類を収集する機関ではなくて、行政運営に資するような当該機関の公文書をはじめとする記録類が体系的に移管されてくる機関アーカイブズの在り方を問いかけていくことで、日本のアーカイブズ学に新地平をきりひらくことではないのでしょうか。

ここに問われるのは、かけ声としての「民主主義」ではなく、公文書館が主権者教育の場となることで、民主主義を地に根付かせ、開かれた社会への途をいかに実現していくかです。公文書館—アーカイブズは、移管された公文書等を素材に作成した教育プログラムを学校に提供することで、政治の断片的知識を傾注する教育ではなく、アーカイブズの記録を素材に共同生活の営みを問い質す作法、政治文化を「私」が主語で読み解く力を身に付けていく器たりうる方途をきりひらきたいものです。このことが政治を、社会を統治の主体者、民主主義を主体的に担いやる市民を可能にするのではないのでしょうか。

まさに「主権者」が主権者たる己の場を確かめる器であるアーカイブズ—公文書館・文書館こそは、立法・行政・司法という三権に対峙する第四権ともいえるべき存在なのです。初代国会図書館長の金森徳次郎は、国立国会図書館法前文にある「真理はわれらを自由にする」なる文言をよりどころに、国会図書館の使命が立法・行政・司法の三権に対して「第四権」だと図書館員に説いています。まさに国会図書館には三権に対峙する第四権たる営みが期待されているのです。私は、公文書館がまさに第四権として行政、立法、司法のあり方を検証し、問題を指摘する存在になればよいと思っています。そうなってきたときに、日本社会は開かれた、民主主義が根ざしたものになるのではないのでしょうか。

この権力を監視する使命は福沢諭吉の言葉を借りれば「奴雁^{どがん}」の役割です。「奴雁」とは、雁が群れを成して餌をついばむ時に、一羽だけ監視する雁のことを言います。福沢諭吉は、学者は「奴雁たれ」、学者には世の中の動きに流されず、世間の在り方を問い質していく役割があるのだという意味で述べた言葉です。私は、公文書館に課される使命は「奴雁」だと思ふ。要するに、政治の誤りだとか世の中の動きを見て、記録が無い、そういう時に、まさに公文書館が、記録や文書が公文書館にないのはどういうことかということ発信していけば、政治が国民に開かれてくるし、私たちのものになるのではないのでしょうか。

日本のアーカイブズがおかれた現実を福岡共同公文書館設立にこめられた思いをふまえて問い語りました。福岡共同公文書館は、やっと設立5年を迎えましたが、その前途は多難です。ここに提示したアーカイブズ像が実現していくことで、日本の政治にすこしでも検証する文化への眼をもたらしたいものです。この基調講演が5年目を迎えた福岡共同公文書館の歩みを想起し、日本のアーカイブズ—公文書館・文書館の在り方を問い質す一石ともなれば幸いです。

パネルディスカッション



折田

九州大学大学文書館の折田でございます。今日はコーディネーターということでもあります。よろしくお願ひいたします。それでは早速、今の大濱先生の御講演、現在アーカイブズが問われていること、福岡共同公文書館の詳細を聞かれまして、本日のお二人のパネリスト、広島大学文書館長で外務省の外交史料館の御経験もおありの小池聖一先生と、大分県日出町の歴史資料館館長の平井義人先生、お二人に大濱報告を踏まえまして感想と言いますか、御自分の館での経験、あるいはその状況を交えた御発言をいただければと思います。では、最初に小池先生からよろしくお願ひします。

小池

ただいま御紹介にあずかりました、広島大学文書館の小池と申します。私の方からは、まず大濱先生の話にあった、いわゆる公文書館としての使命、あるいは、機関アーカイブズとしての文書館、アーカイブズというものについて、やはり少し深めさせていただきたいと思っております。

公文書館はやはり、あくまでも機関アーカイブズとして立ち上げるべきであり、先生がおっしゃったように重要な公文書を持つということが最大のポイントです。さらに、それを公開することによって、検証の器として機能し、そのことが業務の合理化につながり、そして親機関と市民を結ぶ結節点の一つになるというのが、この公文書館の意味であると考えています。その上で、機関アーカイブズとして、どのようなことが重要なのかと言いますと、公文書管理法や公文書管理条例ができましたので、その下でのアーカイブズということがやはり重要なことだと考えております。それは何を意味しているのかというと、この公文書管理法が制定されたことによって、現用、非現用を通じた統一的管理をするということが重要なポイントです。つまり、現用と非現用をつながらないものとして考えて、別個のものとして考えていることが根本的な間違いではないかと考えています。機関アーカイブズとしての信用というものも当然、その統一的管理から生まれていくと考えています。

実際に私は広島大学文書館で館長をしているわけですが、この広島大学文書館の場合には、統括文書管理責任者の下の副統括文書管理責任者に私になることによって、統一的管理というものを実際に行っていきます。統一的管理とは何かというと、文書管理簿で管理をし、親機関の広島大学、例えば人事グループがどんな資料を作ったのか、ということ全部把握しているわけです。そして文書管理簿から保存年限が来ると、重要度にそって移管・廃棄を決定します。重要でないものは保存期限を見て、あるいは文書の作り方全体を見ていけば大体分かってきます。移管、評価、選別が大変なことだというのは、理由は簡単で、現用と非現用が分かれており、非現用のところしか見ておらず、現用のあり方を知らな



いからです。現用のあり方を知っていれば、移管や廃棄はそう難しいことではありません。

さらに副統括文書管理責任者は、公文書管理法に基づいた内部監査の権限も持っています。ですから、こういう文書の作り方はおかしいのではない、こういうふうにしてくれないと困るじゃないかという権限を持っています。それゆえ、統一的管理に保証され、基本的に文書が流れてくるシステムを作りました。もちろん作ったのは我々なのですが、実際にやっているのは専門職員の公文書室長です。その仕事は大変ですが、評価選別論を超えて重要なポイントは、流れてくるようなシステムを組んできたということです。今後福岡に何を期待するのかというと、やはり統一的管理ができるような公文書館になっていただきたいということが一つあります。

現在、国の各省庁は、中間書庫を持っています。つまり、彼らは本当に重要な文書というものを国立公文書館に渡していないわけです。なぜ渡さないのか、あるいは渡しきれないのかというと、やはり非現用と現用とが分かれているため、そこにおける信頼関係や統一的管理ができるシステムがまだまだ不十分だということが原因だと考えています。そう考えると、そのような信頼関係を作るということは、人間的な信頼関係も一つの基盤として重要なのですが、システムとしての信頼関係を作ることが重要なポイントだろうと考えているわけです。

公文書管理が民主主義の成否を担うというのは、大濱先生がおっしゃったとおりでございまして、検証というものを実際にやっていくということが大学にとっても重要なポイントだと思っています。いわゆる行政組織の人間、例えば大学の話をしますと、大学は今、PDCAサイクルという、プランを作って、DOして、チェックして、アクトするということをしています。まず基本的にダメなのは、大学の場合、プランがだいたいダメなのです。ダメなプランをどんなにやってもダメなので、チェックをしたら根本的にダメになって、そしてアクトをしたらすべてがパーになるということが繰り返されています。PDCAサイクルとか言いながらも実は負のサイクルとなっているのが実態です。

そういうような実態がある中で、何がもう一つ問題なのかというと、チェックを受けるということです。行政機関の多くは行政評価をものすごく嫌がります。つまり、行政評価によって評価されるのを好みません。しかし、評価という言い方が問題であり、チェックをするというのは、より良くなるための一つの手段なのです。日本人というのは、失敗したらダメだとして、行動を自粛をしているところが本当に問題だと思っています。公的機関もそうできて、例えば公文書管理法や情報公開法、個人情報保護法、特定秘密保護法があるから公開できない、こんなものを公開したら問題になるんじゃないだろうかと思って自粛をしてしまう。私はそういうところはアメリカナイズされて、出してダメだと言われればひっこめればいいじゃないかというような、どこかおおらかさを持っていて、そういうようなことが、いわゆる市民と行政機関の信頼関係の中にできてくればチェックが本当に効いてくると思っています。私はそのように考えて、館の運営を事実上していきたいと思っています。

その際に、検証機能としてはそれが民主主義の成否を担うような一つの考え方になると思っています。もう一つ、かといって、まったく人が来ない組織でも困るとい

ろがあるかと思います。例えば1件行政利用されれば、実際に県や市町村につながるのです。福岡共同公文書館の資料が1つ行政利用されることで、500万人の県民に利用されることになるわけですね。政策立案に寄与されれば、行政利用されるということは、単に1人の人間が文書を見ることよりも、例えば、一つの行政組織が昔の資料を使ってくれたら、500万人の人達のためになるというふうに考えれば、行政利用の重要性は非常に明らかだと思っています。例えば、国立公文書館の行政利用はすごく少ないです。行政利用が一番多いところはどこかというと日銀のアーカイブズなのです。それから宮内公文書館ですね。先例を重視するので。そして、広島大学文書館も結構多いです。そういうようなところで、やはり行政利用してもらうことによって、構成員、広島大学の構成員はわずか1万5000人くらいですけれども、OBなどを入れれば100万人にもつながるような人に還元していくわけですから、我々は行政利用できるような組織に変わっていかないといけないと考えております。

そしてもう一つ、日本の公文書館に根本的に欠けてるのは証明機能です。例えばヨーロッパのアーカイブズや中国の档案馆などは、住民票や戸籍だとか、人事記録を全部持っています。私はオーストラリアの公文書館に行った時に、何が面白かったかという、オーストラリアは流人の国ですね。ですから、祖先を調べに来た閲覧者達が、祖先の罪状について、お前のところは前科が17犯かとか言っていてですね、自慢し合っているわけですよ。前科の数と、やはり犯罪の重さで自慢し合っているわけですね。私はあのおおらかさが好きですね。日本もそれでいいのではないかと思うわけです。しかし、日本の公文書館は、証明機能を持っていません。つまり、戸籍も壬申戸籍の問題もあるのですが、戸籍を持ったり、あるいは人事記録を持ったりということが今後の課題なのではないかなと考えています。そうすれば、人が来てくれます。自分の親はどうだったとか、自分の祖父はどうだったかという形で人が来てくれるので、そういう公文書館にしたいと今私は努力をしているところです。

そのために「我が家の近代史」という公開講座をやっておりまして、これは十四年やっています。歴史というものは古いものが多いという考え方がものすごく多いのですが、そのことが、考古学において石を埋めて時代を偽るという事件につながったわけです。ですから、古いものが良いのではなくて、自分の家の歴史などを見たときには3代分かればいいくらいです。記録がそんなに残っているわけではない、戦争もありました。ですから、3代前でもいいから、今から順番に考えていく。公文書館の何が使命かとする、今を残していくのと同じように、今の我々は、例えば自分の親がどうだったのか、おじいさんがどうだったのかというようなことを調べていくということを重点に置いた、いわゆる自分史だけではない、我が家の近代史という公開講座を十四年しています。これは結構人気がありまして、同窓会大会も開いております。

大瀨先生がおっしゃった検証機能というものを大学文書館が持つのは、人的な問題もあり厳しいのですが、少なくとも年史編纂などを通じて、学長からは、なんでそんなことやるんだ、と言われたので、私は、「今回の75年史の前に50年史があり、その編纂に私が携わったのですが、その後の25年間の広島大学を検証するのですよ。厳しい評価になるかもしれませんが、そのような形で事実を書きながら検証していきたいと思っています」とお話

いたしました。このように、検証の器としてサポートする、75年史編纂をサポートするというのも重要だとも思っております。

法人文書管理の徹底ということを変ですが、広島大学の文書管理は良いです。私は外務省にもいましたし、各省庁、中央省庁の書庫は全部見ましたけれども、たぶん広島大学の方が良いです。ですから、そういうように、法人文書をより徹底化させて、業務の合理化につなげていきたいとも思っております。

最後に、福岡共同公文書館への期待ですが、行政機能の広域化というものは、必然だと思っております。大学も国立大学法人法の改正に伴って、一つの法人のもとで、複数の大学が広域化して連携する時代にはいつつあります。そこでの問題は、道州制などを入れないで、広域化を国立大学に求めていることです。現在、道州制の話はストップしていますが、今後も人口減少が続く中で、行政組織やその広域化は必然です。行政機能の広域化に対応していくということで、福岡共同公文書館のあり方というのは非常にいいと思っております。更に先ほど地貌ということをお話されましたけれども、その時の地貌のあり方というのは多重的です。その多重的なものが多重なままにここにあれば、より豊かな地貌というものが現れるのではないかと考えており、福岡共同公文書館のあゆみには、非常に高く期待をしています。その上で、できる限りそれぞれの親機関のあり方を尊重しながら、一元化し、そして合理化し、住民の期待に沿っていくような形で、行政利用を中心とした機能を果たしていただければと私は期待しています。

私が大瀨先生のお話を聞いた時に何を考えたかと言いますと、日本が国際社会に復帰した時に最初はユネスコです。ユネスコの精神の一つに、心に平和の砦を作るというのがあります。この、心に平和の砦を作るという言葉が、広島大学の場合は自由で平和な一つの大学という建学の精神に繋がっていきませんが、最後の民主主義の砦というのは、まさしく公文書館であると思っております。公文書館があるということで検証が可能になり、そして我々が証明を受ける場所として、砦という意識を持って今後も私は広島大学において仕事をしたいと思っておりますし、福岡共同公文書館にもそのような気持ちで一緒にやっていただければと思います。

折田

小池さん、どうもありがとうございました。引き続き平井先生にお話をお願いしたいと思います。

平井

はい、日出町歴史資料館の平井と申します。

私は大分県では大分県立の先哲史料館というところで、古文書収集をずっと仕事でやってきた人間なんです。実は日出町で取り組んでいることが、この場の議論に参考としていただけないかということでお話をさせていただきたいと思っております。

大瀨先生が言われたように、アーカイブズは民主主義の第四権である



というようなことは、本当にそのとおりだと思います。そうすると、それをどうやって普及させるかという作戦を真剣に考えなければいけません。そして、大瀨先生が言われた civics、あるいは主権者教育ということ、このことに絡めて、私から一つの提案がございます。

それは私の発言要旨に書いてございますけれども、やはり公文書館は、危機の時以外は人が来る場所じゃないんだという話もありましたけれども、そうはいうけれども、やはり活用される、利用者を確保していく、これは行政の組織、税金で運営している組織の、どうしても越えなければいけないハードルだということがあって、一人でも多くの利用者を得るべく努力をしなければなりません。そのことは日出町の歴史資料館でも全く同じです。そこで、私は日出町で、学校資料を館で残し、それを思い出作りとして町民に公開するというのをやっていきたいと思いますと提案しました。

なぜそういうふうに言い始めたかということ、歴史資料館の来館者というのは、ほとんど7割8割が60代から後です。一部の方にしか利用されず、若い人がほとんど来ることはありません。今や歴史資料館は町民全体に支持される、そういうことではなくなってきています。これは、歴史をもっと若い人に理解してもらわなければいけないという大きなテーマではあるのですが、その問題は横に置いておくとして、館が若者にも支持されるためには、みんなが自分の思い出がそこにあると思える、そういう館であるということが一番の近道ではないかと考えました。先ほど小池さんのお話にもありましたけれども、ヨーロッパの公文書館は、どんな人が行っても自分の祖先のことが何かしら調べられるというほど厚い資料が残っている。そういう館に公文書館なり、あるいは日出町の歴史資料館がすぐになるということは無理です。しかし、義務教育の学校の資料を残していったら、その本人や親やおじいさんおばあさんまで巻き込んで、10年20年であつという間に町民全体の思い出が詰まった館に仕立て上げることができる。そしてそれを、閲覧室を2つ分けてですね、楽しくわいわい騒ぐ、そういう閲覧室も作って、町民の支持を受けたいと。こういう提案を今認めていただいて、一生懸命やっているところです。

どうでしょうか。この共同公文書館も学校資料を手がけてみませんか。学校資料は、実は今危機的状況です。なぜかということ、学校教育法の施行規則で、指導要録と学籍に関するものを除き保存すべき学校資料が20年から5年に年限を引き下げられたのが平成3年だったんですけど、このことにより現場ではどういうことが起きているかということ、この施行規則の改正では、5年たったら捨てるようにとは決して書いてないんだけど、個人情報に怖いものだから、とにかく持っておきたくない。捨てる方向にどんどんいっているという状況なんですね。でも、捨てなくても良いんです。なぜかということ、責任を資料館の方に渡せばいいですよ。学校は組織の中で閲覧公開にも慣れていないのに、そういう資料を抱え込んで置いておくから怖くなってしまいます。だけでもそれをきちんと閲覧ができる資料館に預けて、なんなら50年公開禁止にして、資料を保存するという方法もあります。そうやって資料館に移しておけば、何も捨てる必要はありません。そういう形で、もし資料が資料館に移れば、これがたちまち町民の愛郷心というか、学校を愛する心も含めて、そういうものをつなぎとめる大切なツールになっていくのではないかと思います。よく卒業前に子どもたちがやる話ですけど、思い出の文集をタイムカプセルとして地面に埋めようと言いま

すが、うずめる必要はないんです。資料館に預けておけばいいんですよ。うずめたものではすね、そのうち校舎の改修工事が入ってどこに行ったか分からなくなったりします。だから公文書館に預ければいいんです。

そうやって考えたときに、学びを残すことの意義として、まさに主権者教育です。すぐに市や町や村の政治がどうだということを子どもたちに学ばせることは難しいけれども、例えば、学校で一番大きな問題は3年前5年前のことを振り返らないことです。資料を残していないから。だから生徒会の総会の議案が10年間まったく一緒であっても生徒たちは気付きません。でも、資料館に資料を預けて、生徒総会の議案作成のために、生徒が資料館に勉強に来ると、5年前の議案はどうだったか、10年前はどうだったか、なるほどこうだ。これはそろそろ変えないといかんなどということを学ぶ、そういう場所に公文書館もできるだろうと思います。資料館に保存されている学校の資料を閲覧利用して学ぶという経験が出来たら、これは絶対に公文書館の意味、意義というものが小さい時から刷り込まれて、そして、ああこれは大事なんだということが分かって、大切な素養につながっていきます。そのことから主権者教育にもつなげることができると思うのです。

もちろん、学校の資料も証拠資料になります。そしてさきほど言った学校生活を懐かしむという要素もあります。懐かしむだけですかとおっしゃるかもしれないけれども、そういう懐かしむ資料も50年100年たったら大切な資料になっていきます。そしてそれで学校史を書くことができます。

もう一つ私は学校の経営上大切な意義も考えられるのではないかと思います。たとえばヒラリー・ジェンキンソンという人は、とぎれなき保存管理ということで、同じものを同じように残すのが良いんだといっていますが、その様な、資料として何を残すべきかを考える生徒会の組織として、学校に図書委員会があるならアーカイブズ委員会があっていいじゃないですか。日出町も実は今このアーカイブズ委員会の立ち上げに取り組んでいるのですが、非常に難しい壁に当たって進んでいません。福岡県の各市町村、あるいは県立の高校ではこの共同公文書館からの発信で、アーカイブズ委員会というものを立ち上げさせて、保存すべき資料の選別という問題を高校時代・中学時代から勉強していくということをやっていただきたいと思っています。これは何も教えるという苦勞をする必要はありません。子どもたちが自分たちで考えて自分たちでやっていきますよ。そういう場を与えるだけでいいんです。そしたらどんどん生徒たちがやっていきます。そういう形でアーカイブズの考え方を学ばせる、そういう場を福岡県がまず作る、これは夢がある話ではないでしょうか。そうやって、残す資料を自分たちが選べて残せるんだということになれば、生徒一人一人の学びの目標にもなっていくかもしれません。子どもたちが嬉々として一年間立てた目標に向かって、その結果何か賞状が取れたら、この賞状を公文書館で残してくれるのかな、という光が、今まで入試の結果とか模擬試験の結果とか、日頃もらう通知表とか、そういうことでしか評価されなかったことが、もっと細かい多種多様な目標に対してその成果を残せるということにつながると思うのです。そうすれば学校の運営は活性化するという事も起きてくるのではないかと思います。

こういったことが、大濱先生が言われることに、今私が携わっている仕事の中で一番結び

つく話なのかなということで、御提案をさせていただきました。ありがとうございました。

折田

お二人の先生方、どうもありがとうございました。私も大変興味深いお話でございました。小池報告は同じ大学文書館として、広島大学は先ほどもありましたように、非常に先進的な活動をされているということで有名なんですけれども、具体的に示していただきました。大学文書の統一的管理の在り方というのでしょうか、レジュメの方にもありますように、現用と非現用を区別しない。評価選別論の不毛な議論ということが書かれていたと思いますが、この辺りは私も非常に面白く拝聴したところです。

平井報告の、同じく大講演を敷衍した形で、資料館での学校資料に関する可能性と問題というのでしょうか。特に若い人たちへの教育ですね。おそらく私がアーカイブ委員に任命されたら一生懸命残したんだろうというようなことを想像するお話でございました。それでは、大濱先生に基調講演者としてのお二人への御感想があれば頂けますでしょうか。

大濱

機関アーカイブズの問題でよく言われるのが、じゃあ地域の古文書は無視するのか、ということです。私はこの問題は分けけて考えた方が良くと思います。もともと図書館などが先行的に地域の古文書類を集めてきたわけで、そういうところがきちんと管理していくという発想を取った方が良くと思います。公文書館とか文書館ができたときに、図書館が長年月かけて収集してきた地域史料などを文書館に移せということで問題になった所もある。その点で言えば、機関アーカイブズに特化していくことが必要です。それから人身支配に関する記録類、戸籍は日本では非常に難しい。全く別組織ですから。それだけに戸籍をふくめた人事記録の管理は公文書館でするのには大きな壁があり、仮に移管されたとしても対応できるだけの体力がどれだけあるだろうか。

学校の問題では、地域に残っている学校、要するに廃校になった学校をどう使うかということ積極的に考えていくべきです。ただその場合には、維持管理の問題があるという意見が出るだろうと思うが、古い学校には生徒の作品などを遺しているところがあります。例えば富山県高岡の博労小学校、東京都北区の王子小学校には生徒の作品が遺されていた。学校は、生徒数が減少し、空き教室を学校資料館として活用している所もある。そういった営みにヒントを得ながら、過疎化した町村における廃校を地域住民が集う場として学校を位置付け、地域の諸記録、教科書の類のみならず、農具のみならず生活用具等々を保存し、「記憶の館」のようなものにしたらいかがだろうか。公文書館は、このようなある種の資料館をつなぐ結節点となり、ネットワークを構築することで、「地域史料」の所在状況を把握し、その情報提供をしていく機能を担えるのでは。

小学校は町村住民の心の拠り所であっただけに、この器は地域資料の保存活用に活かせるのでは。かつ学校をめぐる記憶の蘇生は、愛郷心の原点となりうるものだけに、地域創生をうながす方途を見出すことが可能になるのでは。それだけに学校の在り方を問い質すこ



とは、アーカイブズの今後、地域アーカイブズあるいは「市民アーカイブズ」をどのように構築するかは課題ではないだろうか。どこかで実験的な取り組みが期待されるのですが。今私自身は北海道の道北に位置する天塩川河口の町天塩にある天塩川歴史資料館を場に、「ふるさと てしおじゅく」で、この課題に向き合っていますが、どうなりましょうか。

折田

ここで、フロアからの御質問等がありましたら少しお伺いを試みようかと、どなたかいらっしゃいませんか。

参加者

自分は今無職というか、年金で暮らす73歳なんですけど、アーカイブズなる単語の意味がよく分からなくて、福岡市の市報でこういうのがあるなというのを見て福岡市東区から来たんですけど、今回のパネリストや講師の方の話で、アーカイブズの、事の重大さ、特に民主主義の第四権たることをという話に非常に共鳴を覚えました。

今回の5周年おめでとうございます。そういう民主主義の第四権たることを、今後どうしたらその速度を上げられるのか。真の民主主義にするにはどうするのか。平井さんがおっしゃった、小中学校、最近は中学生くらいでも相当進んでいますので、中学校の2年3年か高校、受験も大変でしょうけど、こういう時代から少しずつ積み重ねていくのが遅いようで早い普及の速度ではないかというふうに個人的には思います。何事も、エベレストも一步一步から登らなければ登頂はできませんのでね。そういう意味で、私、全くの門外漢ですけど、御専門の皆様方が、今後においてエベレストを登るためにはどうすればいいかというところでお考えいただいて、後進を育てていただきたいと思います。

それから最後に、単純ですけど、アーカイブズという語源は何なんですかね。

折田

はい、分かりました。それでは、小池先生。

小池

アーカイブズとは、ギリシャ語で執政官の館を意味し、その館に統治の記録を持ち帰り、納めたことより、いわゆる資料、公的な記録とそれを収蔵する施設を意味しています。この公的なものの集まりというふうに考えていただければ結構だと思います。公的な集まり、記録の集まりが日本の場合には簿冊になります。で、簿冊が集まっているいろんな、例えば総務課なら総務課の資料群になっていく。そういう形が、市になれば市全体がそれを持っていますし、県は県全体がそれを持っているということで一つのアーカイブズが形成されていくわけです。それらの重要なものを保存する場所というのが、本来ならば、例えば日本の場合には公文書館というような名前が通っているところがアーカイブズになります。

ただ、アーカイブズというのは、例えばNHKアーカイブズだとか色々なアーカイブズが出てきます。電子媒体をアーカイブと言ったりというようなこともあります。それらは、過

去の記録類を広く意味する呼称にすぎません。このような使い方には日本におけるアーカイブズ文化の軽薄さがみてとれますが。ですから、この世界では、公文書館や、いわゆる文書館というふうに御理解していただければと思っています。それを市民と親の機関を結ぶその結節点だというふうにとっていただければ幸いです。

折田

ありがとうございました。その他に何かございますか。

参加者

公文書はいわゆる文書だけが保存の対象になるのでしょうか。写真や絵というのはどんなふうになるんだろうかと思うんですね。個人情報保存というのも、写真にも引かかるんですね。顔写真を保存するか破棄するかで、文書以外の分をどのように考えてあるのかをお聞きしたいです。

平井

考え方はいろいろありまして、アーカイブズという言葉自体も、研究者によっては、個人の文書はマニユスクリプトであってアーカイブズに入れないんだという立場の方もいらっしゃるし、様々なんですけど、でも、結局その絵も写真も含めて、いろんなものが読み取れるのであれば、私は全てアーカイブズだというふうに考えたいと思っています。立場によって、一人一人考え方は違うかもしれません。

小池

立場が違うということを前提にさせていただきたいのですが、写真というものも確かに重要です。例えば、資料というものを考えたときに、公的な機関から流れてくるものと、個人が持っていたものとは分けなければならないと考えています。

広島大学文書館の場合には、公文書室と大学史資料室の2つに分けています。大学史資料室には広島大学に関わった先生だとか、あるいは平和運動をやった人たちだとか、いろんな人たちの資料が入ってきて、それを個人文書として整理しています。その中には写真も入っていますし、あるいはその人のノートも入っていますし、いろんなものが入っています。ですから、それを広島大学文書館では、学術的資料として分けています。なんでもアーカイブズにしてしまうことは可能なのですが、そもそも所蔵スペースには限りがあります。例えば文化財は文化財保護法という法律がありますので、それは郷土資料館、博物館が持っています。個人が持っている写真というものもあるのですが、写真は確かにおっしゃったように証明機能を持ちます。しかし、写真が持っている証明機能の重要な法的根拠は著作権法ですね。個人情報であっても著作権法です。著作権法は確かにいろんな形で公文書管理法でもかかわってくる部分がありますが、個人の写真が持っている証明機能というものをどのように捉えるかと言った時に、それを公的な記録として残っている場合は持つけれども、個人が持っているものということになった場合には、基本的に、私は代々その家が引き継いでいくも

のと考えています。そのような代々引き継がれたものが、学術的価値があるとなった時には、それは大学などにおいて学術的資料として使っていく、というふうに分けていった方がよいのではないかと思います。

折田

九州大学の場合は、現在キャンパス移転中で、六本松はほとんど跡形もなくなってしまいました。箱崎も取り壊されています。そうすると、大きな額装された写真や絵が伊都キャンパスには持っていけないということで私のところに、文書館に入ってくるんですね。絵を集めるべきなのか、と思うんですけども、場合によっては貴重な絵があるんです。私は何気なく拾ってきたら、実はものすごく高い絵だったということで、それは捨てられていたんですけども、そういうものなんかも集めています。それから金属の看板などですね。これはまあ文書館だから、これを金石文と考えれば集めてもいいのですが、写真も集めていて、いま図書館で写真展をしているところです。非常にたくさんの方が見に来られて、地域の、箱崎の資料ということで、九大の場合は写真も収集しています。

ここで、機関にいらっしゃる方にこちらから指名させていただこうと思います。沖縄県公文書館の方、豊見山和美さんに、今までのことも含めて御質問あるいは御教授いただければと思います。

参加者

沖縄から参りました、豊見山と申します。私は、沖縄県公文書館というところで長く勤めておりまして、大濱先生、それから折田先生、日頃より御教授いただきありがとうございます。

せっかくですので少しお話をさせていただきますが、まず開館5周年ということで、本当におめでとうございます。ここまでの御苦労、同業者として非常に推察するに余りあると言いますか、それでも先ほどのイベントで未来へ向かう子どもたち、それから才能あふれるアーティストの書家のパフォーマンスということで、これからまたさらに新しい一步を踏み出していこうという公文書館のお気持ち、大変伝わりました。是非、今後も頑張りたいと思います。

私の働いております沖縄県公文書館は、平成7年に開館いたしまして、数えると早いもので22年になります。これは戦後50年の年、1995年に開館した館でございます、その立役者は今年お亡くなりになった大田昌秀さんですね、学徒兵として沖縄戦を生き残り、その後沖縄の戦後史の研究で大きな成果を上げられた方が知事に当選して、その強い思いでできたのが沖縄県の公文書館ということになります。それは、なぜあのような惨禍に沖縄の人々が巻き込まれなければならなかったのかということ、記録、文書という証拠に求めようという強いお気持ちがあつてのことです。アメリカの発達した公文書館制度も良く御存知でしたので、そういったものを沖縄にもということで作られたと。おいでになった方もいらっしゃるかもしれませんが、大変大きな立派な施設であります。職員も、パーマネントの職員は5人しかいないのですが、非常勤の職員合わせて約40人という所帯で活

動しております。

これは自慢をしたくてお話ししているわけではありませんで、むしろ、広島大学の現用、非現用継ぎ目のない一貫した文書管理、そして、今この福岡県と市町村で成し遂げようとしている、まさに民主主義の礎としての公文書館ということを知り、正直私どもは大変後れを取ったなと思っているところでございます。私たちの館は、非現用文書が全て公文書館で選別整理されて県民の皆さんに利用していただくということになっているのですが、この、現用と非現用の間にある大きな溝というものを超えられないまま月日が経ってしまったと言いますか。要するに、県庁職員とのつながりが希薄になってきているということがございます。県のアーカイブズがよくなるというのは、公文書館にいるアーキビストだけでできることではなくて、川上の方にいる所管課の職員の皆さんが、自分のしている業務を後世に伝える、説明責任を果たすというような意思で作成された文書、そういう良質の記録というものがあってこそ、川下で待っている公文書館に良い資料が流れてくるということになるわけですので、この共働関係というものが、現用、非現用という溝を飛び越えられずに来ているという実感がございます。

また、沖縄県公文書館で働いていると申し上げましたが、公文書館は指定管理者制度ということになっておりまして、私はその指定管理事業者の職員ということになるわけですね。そういう意味でも、県の職員が公文書館で働くというチャンネルが閉ざされてしまったということで、ますます乖離しているということが非常に気になるところでございます。また、先生が、公文書館が繁盛しているというのは社会の危機にある状況なので、というお話をされましたが、うちの公文書館は、結構繁盛しております。平井先生もおっしゃったように、まず写真資料も含めて地域史研究に役立つ資料もたくさん充実しているということもありますけれども、社会が常に、御存知のようになかなか難しい状況にあります。オスプレイが落ちたといえ、これまでの米軍関係の事故を調べにいらっしゃる、元米軍属に女性が殺されるという事件がありましたら、そういうことでいろんな問い合わせがあるというようなところにいるわけでございます。それでなくても、沖縄戦の記憶を多く抱えているような利用者の皆様、それからその後の戦後の強制土地接收などで、日々戦争、戦後の記憶と向き合っている利用者の皆様方がいらっしゃいますので、このような場における公文書館が民主主義の礎でなければならないということは日々実感して業務に当たっているところでございます。

ただ、ここからが記録管理の話になってしまうのですが、今例えば国と県知事との間で米軍基地の問題を巡って、いろんな協議会等が開催されておりますが、その議事録が作成あるいは公開されていないという現実があります。国が作成公開する筋ではあろうけれども、県側でも協議の記録は独自に作成保持していいはずでしょう。私どもアーカイブズの立場から、このような貴重な記録というものは必ず作成して必ず県の公文書館に来るようにすると、その上で後世の判断を仰ぐということも考えてほしいと申し上げましても、どうなっているかわからない、非現用の管理者は現用の管理に入っていけないというようなところで、少し悔しい思いをすることもございます。そういった状況を思いますと、本日は、改めて私がアーカイブズに携わる人間として、どういうふうに足場を見つめ直せばいいかという貴

重なお話を聞く機会となりました。そういうわけで、大変感謝して、この福岡共同公文書館が県と市町村の共同の下に、九州に新しい記録管理、公文書管理を通じた民主主義の礎というものを作り出していく館になっていただきまして、私たちもそれに見習うところは学びながら、これからもやっていきたいと思っております。どうも、今日はお話ありがとうございました。

折田

現状の非常に詳しい説明をどうもありがとうございました。課題的なお話をいただきました。3人の方、これだけは福岡共同公文書館に言っておきたいと、あるいは言い忘れたということがもしあれば、手短にお願いできますでしょうか。

平井

非常に素人的な発想でものを言いますけれども、今日話し合ったアーカイブズの問題というのは、これから日本社会でも、だんだんと個人個人にとって必要不可欠なものになっていく、そういう時代が実現するんだろうと私はすごく思います。大濱先生が最初にアーカイブズイコール契約だというお話をされて、はっと思い出したことが一つありまして、実は私、バチカンに行って、バチカンに大分県の宗門関係の古文書が寄贈されていて、それを発見したという仕事の一つあったんですが、その時に大分県の公費を使ってバチカンの人に頼まれて行って、資料の説明をして、これから大分県とバチカンで連携してこの資料を分析しましょうと約束して帰りました。ところが口約束だったんですね。そしたらそのあと、バチカンの方からどういう答えが返ってきたかという、もう、県は相手にしませんと。バチカンというのは国だから、国の機関と契約を結んで、そこで研究してもらいたいと思っていると。完全にはしごを外されてしまったんです。その時に、周りの人に教えてもらったことは、すぐにその場で文書による契約を結ばないからダメなんですよと。契約社会とはそういうことなんだと、気が付きました。これはバチカンを批判して言っているのではありません。日本社会はそれほど、口約束まで大切にす、自分だけでなく前任者が口頭で行った約束まで守ろうとする、そういう口約束で成り立つ社会だったわけです。また日本には、内済とか和与とかですね、折衷とか、中で話し合っ丸く収めるという社会があったんですけども、裁判ということが日常茶飯事になっていくということになったら内済という慣習は消えて一人ひとりが個人で裁判を意識し自力救済という形で自分の正当を証明するために記録を残すことを始めるようになると思います。その裁判の証明をするものというのは、書かれたものしかないからです。つい先週、日出町で開催しました学校アーカイブズのシンポジウムで杵築市立図書館長の富永一也氏から教えていただいたことなんですが、エリザベス・ロフタスという人が、記憶は嘘をつくというふうに言っています。記憶というものはその後の様々な体験により、本人の認識しないところで書き換えられていくということを証明したのです。そうすると、時間がたてば記憶もあてにならなくなる。本当に文書をきちんと日頃から整理保存していかなければいけないんだという、個人の問題にもつながってきます。それほど、アーカイブズはこれから大切な素養になっていく、そういう時代がくるのではな

いかということを感じた次第です。

折田

ありがとうございました。最後にコーディネーターとして簡単にまとめをさせていただきたいと思います。

公文書館の本質は何かということが大変明確に示されたように思います。実は私自身、日本中世史、鎌倉時代の研究をやっていたんですが、意外に史料が残っているんですね。裁許状という裁判記録が実際残っていて、そういうことをやっていたんですけども、最近では大学の歴史とか、あるいはアーカイブズ、九大にはライブラリーサイエンス専攻という大学院があるんですが、そこで教育・研究をしております。そのような者としてアーカイブズの勉強を始めたのですが、やはりどうしても歴史研究者としての視点から論を組み立てようとしていたように思います。しかし、調べてみますと、どうも違うのではないかと。やはり、アーカイブズは機関アーカイブズが基本なのではないかというように考えるようになりまして、いくつかの論考を書かせてもらったところでもあります。その時以来、大瀧先生からは色々御指導いただいて、そのような縁で司会を仰せつかったんだと思いますけれども、その時にも感じ、また今日も強く思っていることなんですけれども、日本の公文書館の歴史と現状をよく見極めること、これはですね、何度でもやりませんと、公文書館は先ほど大瀧先生からもありましたように、すぐに歴史研究者の館に化してしまう、そちらに戻ってしまう。公文書館というのは第一義的には先ほどから言っていますように、親組織のための機関、いわゆる機関アーカイブズであるということを確認し続ける必要があるのではないかと思ったところです。公文書館は歴史家がいう歴史的価値を読み取る、そういう資料ではなくて、私は非常に感慨深かったんですが、長期にわたり重要な公文書をと大瀧先生は言われましたが、それを収集、保存、公開するところであって、その文書は単に非現用ということではなくて、移管された後も行政の運用に活用される。いわばこれは現用の文書なんだということです。この考え方は、文書の評価選別論、小池先生からもありました、そういうものにつながっていきます。私たちは評価選別作業に時間をかけすぎていたなという感じですね。それから、公文書館は民主主義のための器であるとか、あるいは Civics の場であるというようなこともございました。これは平井先生の、小学校がコミュニティの器であるということと関係をしてくる議論なのだろうと思います。それから、大瀧先生が言われた地貌ですね。地域が持っている顔ということや、第四権、あるいは奴隷という、私はこの言葉を知りませんでした。奴隷という言葉が非常に新鮮でございました。

このようにまとめてみました時に、僭越ではありますけれども、この福岡共同公文書館は理念とシステムが非常に上手に設計されていると思います。ただしその分、全国的にも注目をされて、また責任も重い。この館へ御提言頂いた期待や課題については、もう繰り返しませんけれども、そういうことを強く感じた次第でございます。最後ですが、今回のシンポジウムが今後のアーカイブズの活動にお役に立てればと思います。どうもありがとうございました。

※本講演録は、当日の講演内容をもとに、講演者が加筆・補足等を行い、再構成したものです。

平成29年11月18日

福岡共同公文書館開館5周年記念シンポジウム

アーカイブズが築く未来
～共同公文書館のチャレンジ～

基調講演

○講師

大濱 徹也 氏（筑波大学名誉教授、福岡共同公文書館運営専門協議会会長）

パネルディスカッション

○コーディネーター

折田 悦郎 氏（九州大学大学文書館教授）

○パネリスト

大濱 徹也 氏（筑波大学名誉教授、福岡共同公文書館運営専門協議会会長）

小池 聖一 氏（広島大学文書館館長）

平井 義人 氏（日出町歴史資料館館長）

福岡共同公文書館設置の経緯

年 月	内 容
昭和 60 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県情報公開審議会から「文書館」の設置を検討課題とするよう提言があり、昭和 61 年から歴史的価値のある公文書の選別保存を開始
平成 17 年	<ul style="list-style-type: none"> ・暫定的な公文書館として、県庁地下の文書保存庫や近隣の庁舎の活用を検討 ・同年 11 月には「本格的な県立図書館の設置を要望する会」から知事に、また翌年 1 月には市長会、町村会に対して公文書館の設置に関する要望書が提出される ・暫定的な公文書館の検討を中止、県と市町村との共同による公文書館の整備に向け検討を開始
平成 18 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・外部有識者、市長会及び町村会代表者で構成する「福岡県共同公文書館基本構想検討委員会」を設置、同年 12 月には知事に「福岡県共同公文書館基本構想」を答申
平成 19 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想を踏まえ、県と市町村とで共同で設置し、運営する公文書館の整備に向け、県と市町村の代表者で構成する「共同公文書館基本計画策定委員会」を設置
平成 20 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・同委員会において、共同公文書館の施設規模、管理運営体制、県と市町村の経費負担のあり方など諸課題を検討、協議し、「福岡県共同公文書館基本計画」を策定、公表
平成 20 年 7 月 ～21 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・建築の仕様概要書等の作成のための基本設計を実施
平成 21 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村側の公文書館の運営主体を福岡県自治振興組合とすることを決定
平成 21 年 5 月 ～22 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・建築の仕様書等の作成のための実施設計を実施
平成 21 年 5 月 ～23 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・公文書館運営の実務的課題を検討するため、共同公文書館ワーキングチームを設置（県と 16 市町村）
平成 21 年 ～23 年	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村において歴史公文書の選別実施 ・県において長期保存文書に係る歴史公文書の選別開始
平成 22 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・建築工事着工
平成 23 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・施設竣工
平成 24 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県立公文書館条例及び福岡県市町村公文書館条例施行（組織としての福岡共同公文書館設置） ・歴史公文書の受入開始
平成 24 年 11 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・開館 一般利用開始

現在アーカイブズが問われていること—福岡共同公文書館の挑戦—

大 濱 徹 也

2017年11月18日

福岡共同公文書館開館5周年記念シンポ

1) イエズス会の通信制度—何故に記録は遺されたか

組織の統治—情報と戦略—インテリジェンス ※1573年「諸書簡作成上の規定」

2) レーニンが問いかけていること—ヘゲモニーをめぐる

議事録には、苦すぎる真理がたくさんありすぎる（「一歩前進、二歩後退」）

3) 紀元前6世紀、王のアーカイブズに何が問われたか—旧約聖書『エズラ記』の世界

契約の確認

4) 統治者に問われること—「真理がわれらを自由にする」（国立国会図書館法前文）

政治上各省の事務を敏活に—欧米視察団が目にした世界

伊藤博文の言説

加納久宜『大正元年一宮町事務概況報告』「一宮町役場文書整理提要」

中井正一の思い

鈴木賢祐の問いかけ

5) 「福岡県共同公文書館基本構想」（平成18年12月）「福岡県共同公文書館基本計画」（平成20年4月）が提起したこと

公文書館—①行政の営みを証する多様な公文書等を体系的に選別保存、②当該地域に生活する住民の共有財産、③統治を検証し、明日をより豊かに生きるための方策を問う場、④地域住民—「市民」への説明責任、開かれた行政を保証⇒成熟した民主主義を実現する器

6) 地貌の器

愛国心とは、愛郷心の延長のみ、而して真の郷土愛は甘棠の愛より来る（伊能嘉矩）

「共同」という営み—記憶の共有—小学校という場

「市民」が市民になるとは—前田多門の問いかけ—Civics

7) アーキビストという存在

優れたアーキビストは優れた将軍より統治に役立つ（ナポレオン・ボナパルト）

「長期にわたり重要な価値を有する公文書等」の管理・保存・利用に関連する調査研究—効果的な行政運営（「設置目的」）—行政的価値で選別※札幌市—「特定重要公文書」

パネルディスカッション発言要旨(小池)

1. 公文書館としての使命(「今」を残し、伝える)
 - (1) 機関アーカイブズとして、機関にとって重要な公文書を管理する。
 - (2) 特定「重要」公文書として公開する→「検証」の器としての機能
 - (3) 業務の合理化に寄与する。
 - (4) 親機関と市民を結ぶ結節点の一つとして機能する。
 2. 機関アーカイブズとして
 - (1) 公文書管理法・公文書管理条例のもとでのアーカイブズ
 - (2) 機関アーカイブズとしての信頼(機関利用の促進)。
 - (3) 現用・非現用を問わない公文書の統一的管理
 3. 広島大学・広島大学文書館における統一的管理
副総括文書管理責任者としての文書館長、文書管理システム担当者としての文書館公文書室長
 - (1) 公文書の二つの管理、動態的管理と静態的管理
文書の作成過程における情報管理…総務 G
簿冊化以降の静態的管理…広島大学文書館
 - (2) 法人文書ファイル管理簿管理(システム管理) ファイル(簿冊)の登録からライフサイクルの全てを管理。
 - (3) 廃棄・移管業務の合理化(現用として延長)
担当部局等との協議、重要公文書として移管。アーカイブズ的価値としての「学生」の記録
「評価・選別論」の不毛
 - (4) 各部局・中間書庫の管理…内部監査・監査権
 4. 課題…公文書管理が民主主義の成否を担う
 - (1) 「証明」機能の充実…人事記録・学籍簿等の把握。
↓
公開講座「我が家の近代史」(平成17年度より継続事業)の経験…「今」から考える。
 - (2) 「検証」の器として→ 「広島大学75年史」編纂事業をサポート
 - (3) 法人文書管理の徹底。
 5. 福岡共同公文書館への期待
 - (1) 行政機能の広域化(大学では国立大学法人法の改正)に対応…「道州制」
 - (2) 公文書管理の一元化と合理化
 - (3) 「地域」の特殊化ではなく、行政への市民理解に寄与してもらいたい。
- (丁)

- 1 地域のアーカイブズ(館)が成功するための要素
 - (1) 如何に地域住民全体に支持される館となれるか
 - (2) 利用者数の確保

- 2 日出町歴史資料館での戦略
 - (1) 学校資料を館で保存する
 - (2) 子どもたちにアーカイブズについて学ぶ機会をつくる
…生徒会アーカイブズ委員会（未着手）
 - (3) 閲覧室を二つに分ける…学校資料の閲覧を別の部屋で
→大勢で楽しく昔を懐かしむことができる

- 3 資料館における学校資料収集の意義
 - (1) 町民がイメージするこれまでの資料館の姿…歴史好きの年寄りが集まる場所
＝町民の一部が支持する館に過ぎなかった。多くの町民にとっては無関心？
歴史は地域住民全体の関心事ではなくなっている
 - (2) ヨーロッパでの公文書館の位置…自分に関わる(先祖等)情報が何かしら得られる
…ここにヨーロッパで公文書館が支持される理由がある→ところが日本では？
 - (3) 学校資料の収集により町民全てが館収蔵資料に関わり得る
…町民全員が「自分に関わる情報が何かしら得られる」ようにするための最短道
 - (4) 資料館が町民を束ねる紐帯となり得る？
←学校資料によって町で学んだ時代を懐かしむ
＝郷土愛の醸成に資する？ →町にとって最大テーマのひとつ
 - (5) 資料館利用者増に資する
 - (6) 学校資料という身近な資料の活用を通して、真のアーカイブズの意義を理解する契機とすることが出来るのではないか

- 4 学校資料の保存（選別等）に生徒が関わることの意義
 - (1) アーカイブズを意識し理解する契機…キャリア教育にもつながる
 - (2) 保存資料の選択に関わらせることで、遺すべき資料について考えが至り、アーカイブズの意義を踏み込んで考えることが出来る。
 - (3) 学校資料閲覧の活性化
… 生徒に選別させることにより保存資料に対する認識は確実に高まる
 - (4) 資料の公開閲覧に対してどのような処置が必要かを学ぶことを通し、「個人情報の保護」「著作権」といった社会にでて必要となる知識を具体的にかつ実地に学ぶ機会を得ることが出来る。
 - (5) 学びの資料を遺すことを学校での学びの目標に仕立てることも可能ではないか？
学校資料の意義 ①学校運営を円滑に行うための参照資料
②証拠
③学校生活を懐かしむ材料
④学校史の史料
⑤生徒ひとりひとりの学びの目標

- 5 最近感じた問題
 - (1) 史料の「歴史的価値」は当初からわかるものではない。
→「地域災害史の検証と必要となる史料の姿」(国文学研究資料館編
『社会変容と民間アーカイブズ—地域の持続へ向けて』(勉誠出版・2017))

福岡共同公文書館 開館5周年記念シンポジウム
アーカイブズが築く未来～共同公文書館のチャレンジ～ 講演録
発行年月日：平成30年6月30日
編集・発行：福岡共同公文書館
(福岡県立公文書館・福岡県市町村公文書館)
〒818-0041 福岡県筑紫野市上古賀1丁目3番1号
TEL：092-919-6166 FAX：092-919-6168
E-Mail：kobunsyokan@pref.fukuoka.lg.jp